

大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第5回）
議事要旨

日時：平成18年9月1日(金)13:30～16:20

場所：大阪赤十字会館3階 302会議室

1 開会

2 議事

(1)化学物質及び揮発性有機化合物対策のあり方(案)について

第31回環境審議会中間報告について

事務局から、環境審議会中間報告に係る質疑の概要を報告。

(事務局) 参考資料1に基づく部会の中間報告に対して、2名の委員から4点の質問や要望があり、内山部会長から回答するとともに、南会長から、「パブリックコメントは周知するという意味もあるので、府民にわかりやすいようお願いしたい。」との発言があった。

<環境審議会における質疑の骨子>

- ・ 化学物質は専門的でわかりにくいので、パブコメでは府民が理解しやすいようにして欲しい。
- ・ 府域における平成2年から平成16年までのVOC削減実績と国の3割削減目標との関係はどのようなものか。 府は国に先行して対策してきたため、さらに国の目標の3割削減は難しいと考えられるが、今後も削減する必要があり、目標を検討中。
- ・ 化学物質やVOCを使用する工場の事業活動が周辺住民にはよくわからない。
リスクコミュニケーションは重要であり、どのように進めるかは、国・自治体にとって大きな課題である。
- ・ 8月に大津で大規模な工場火災が発生したが、危機管理は重要な課題である。
危機管理はP R T R法の想定外であり、未然防止や発生した場合の対応のあり方を検討中。

(内山部会長) 主に要望が多かったが、これを踏まえて今後審議を進めて行きたい。

化学物質対策のあり方について

対象化学物質について、資料1-1に基づき事務局から説明。

<主な質疑>

(臼倉委員) MSDS交付義務の対象外となっているが大阪府へ報告義務のある化学物質の情報提供に関する一般的責務規定とはどのようなものか。例えば、「MSDSその他の方法により情報を提供する」といった具体的な表現になるのか。

(事務局) 条文中は一般的な表現にとどめ、例えば、「売った人は買った人に、要求があればどんな物質が入っていて、その含有量や情報をわかる範囲で伝えなければならない」という具体的な内容は、解説で示すことを想定している。

(臼倉委員) 曖昧な表現ではなく、提供側も入手側も具体的に何をすれば良いのかがわかりやすい表現にして頂きたい。

化学物質適正管理制度案等について、資料1-2～4及び参考資料2に基づき事務局から説明

<主な質疑>

- (白倉委員) 資料1 - 2の届出制度改定版のp8の部分で、P R T R対象外事業者に対する事故時の報告事項に、取扱量に併せて排出量・移動量の前年度推計値を追加しているが、その主旨はどういったものか。
- (事務局) 前回の質疑を踏まえ、事故時と通常時における化学物質の排出状況を比較することが必要と考え追加した。しかし、P R T R対象外事業所については排出量・移動量の把握義務が無いため、報告は推計値とするとともに、報告時期は事故直後でなく推計が出来次第報告することとした。
- (尾崎委員) 新制度における各裾切りが案の中で提示されているが、それぞれ設定した根拠データや考え方はどうか。
- (事務局) 裾切りの設定にあたって、化学物質排出量のカバー率を示すようなデータは無い。新制度は自主的取組みのため、事業者側の対応可能性に着目して裾切りを設定するのが適当と考えている。管理体制報告書と改善報告書は、現行指針の管理規定類報告書との継続性から従業員数50人以上とし、移動量・排出量等については、P R T R法と併せて従業員数20人以上取扱量1t以上とした。
- (内山部会長) 裾切りの設定は非常に難しい。東京都の化学物質制度を作る際はアンケートに基づくマトリクスを作成して、効果的な制度にするための裾切り設定を検討していた。現在、大阪にはそのような基礎資料はないが、今後、制度の見直しのために基礎資料の収集に努めて欲しい。また、資料1 - 3の“制度の定期的な見直し”で物質の選定と併せて報告対象の裾切りについても課題として挙げておいて欲しい。
- (吉川委員) 大阪では、P R T R法の対象業種だが裾切り未満で届出対象外という事業者が特に多いと考えられるので、今後、この事業者への対策をどのようにするかが重要ではないか。
- (事務局) 届出対象外の事業者に対する指導は今後の検討課題である。ただし、大阪は排出寄与率の大きい自動車メーカーやプラスチック製造業が全国に比較して少ないという産業構造の特徴があるので、届出対象外事業者が多いように見えるが、その点を考慮すると全国とさほど差が無いと考える。
- (尾崎委員) 資料1 - 3の自主的取組みの検証評価の部分は非常に重要である。この部分の第三者評価機関が評価するものがよくわからないが、個々の事業者の内部評価結果なのか、又は大括りの業界単位のものか。
- (事務局) 基本的には業界毎にまとめたものである。過去に国が有害大気汚染物質対策について、審議会のWGなどで実施した業界団体の自主行動計画の検証評価をイメージしているが、答申後、条例化するまでの間に、委員にご指導頂きながら評価の方法について整理する必要があると考えている。
- (内山部会長) V O Cは業界として目標値を決め検証するだろうが、その他の物質については事務局が業界団体に取りまとめを求めるのか。
- (事務局) 管理の改善報告書はP R T R法に併せて行政に報告の提出があるので、それを事務局が業界毎にまとめたものを第三者機関に示し、評価していただくことになると考えている。

(内山部会長) 資料1 - 3の「有害大気汚染物質モニタリング地点の効果的な設定」の部分について、P R T Rデータ活用環境リスク評価支援システムを利用して、大阪府のモニタリング地点を実際に評価したような事例はあるか。

(事務局) 本年3月の中央環境審議会の専門委員会でベンゼン等について環境省から検討結果が示されたが、大阪府域でモニタリング地点の見直しが必要な事例は無かった。

(内山部会長) 今後、新化学物質管理指針で新たな物質が発生したとき、モニタリング地点の選定材料にするという意味なのか。

(事務局) そのようなケースの他に、事業内容が変更となり新たな物質の取り扱いを始めた、今まで使用していた化学物質を使用廃止したなどで、排出実態が大きく変化し、モニタリング地点を選定し直すというケースも想定される。

(内山部会長) 大阪の新化学物質制度では緊急時対処計画書が大きな特徴であるが、実際、事故があった時に最前線にたつ警察、消防との間で事前に化学物質に関する情報を共有するという事は非常に有用だと思うので、行政での有効な情報の共有方法を検討して頂きたい。

(事務局) 消防部局始めとする行政間の情報共有のあり方について、今後、大阪府の危機管理部局と相談しながら検討して参りたい。

(内山部会長) リスク評価の手法は既に労働現場など企業で実際に取り入れられているものか。

(臼倉委員) 化学物質、安全衛生マネジメントなどの部分に既に取り入れられている。

(内山部会長) 化学物質の暴露に関してリスクを加味して、作業環境のみでなく環境影響についての評価もして行くということになるだろう。

(内山部会長) これで、化学物質の適正管理制度は概ね方向性が固まったと思うがどうか。
各委員了承

(内山部会長) 第2回の部会でエチレンオキシドを規制物質に追加することとしたが、その後の規制内容の検討状況はどうか。

(事務局) エチレンオキシドについては、第2回部会で規制物質に追加するとともに、設備構造基準を適用することとなり、具体的な対象施設や規制基準については、実態を把握して案を示すこととした。

その後の調査で、処理技術については触媒燃焼等処理技術が確立されていること、エチレンオキシドの排出量が多い業種は化学工業や医療用器具製造業などの製造業と病院等の医療業であることがわかった。

化学工業は合成原料として、医療用器具製造業や医療業では滅菌ガスとしてエチレンオキシドを使用しているが、医療業は府条例では新規対象業種となるため、使用や排出の実態について更に調査が必要である。

このため、調査を継続し、後日、改めて規制内容の案を部会で提示することとしたい。
各委員了承

揮発性有機化合物対策のあり方（案）について

VOC対策のあり方や（案）や削減見込みの試算について、資料2 - 1、2 - 2及び参考資料3を基に事務局から説明。

また、VOCの法規制と条例規制の関係について、事務局から以下の補足説明を行った。

- ・ 府域では、国に先行して条例規制を実施してきた中で、後から法規制が導入されたため、現状では、法規制対象施設には法と条例の両方の規制が適用される状況である。
- ・ 事務局としては、法対象施設は大規模な施設であることから、これまで条例規制を行ってきた経過や更なる削減の必要性を考慮すると、条例規制も引き続き適用することが適当と考えているが、法制度面での整理が必要であるため法規担当と調整中である。

（尾崎委員） 参考資料3のVOC排出量の目標の試算には、資料2 - 2にある対策を含んでいるのか。

（事務局） 対策による削減効果を見込んだ発生源は塗装、印刷、接着であり、各業界団体の自主行動計画やヒアリング結果を基に、国全体での塗料の水性化などの低溶剤化を考慮したものである。それ以外の削減対策である規制基準の管理の徹底やタンクローリーのペーパーリカバリーの設置率の向上は、現在作業途中であり、今回の試算には含んでいない。

（尾崎委員） 資料2 - 2の記録項目については、例えば吸着剤の交換頻度については記録されるが、適切な交換頻度というのはVOC使用量や施設の稼働時間等の条件が揃わないとわからないのではないのか。その部分の記録はもう既にされているのか。

（事務局） 「4. その他参考事項」のVOC使用量と施設の稼働時間を併せて記録することになっており、そちらで確認できると考えている。

（尾崎委員） 記録項目の例というのはどういう意図か。例以外にもあると考えてよいのか。

（事務局） 備考に記載しているとおり、記録項目以外に適切な指標があればそちらを記録するという意味である。

特に塗装・印刷業の規制対象事業者には中小企業が多いため、そのような事業者が実行できる範囲でVOC処理の目安となるものを、記録項目としてリストアップした。

（池田委員） 必要な項目を全て示しておき、記録出来ない場合は空白や目安の値でも良いとする方が、処理装置の適正稼働をより確実に把握できるのではないのか。

（尾崎委員） 仮定であっても15%という削減目標に対する根拠が必要である。また、現時点でアンノウンの部分の対策による削減量についても、明らかになれば、削減目標の数字に加算するのか。

（事務局） 業界団体の自主行動計画でも大体全国レベルで30%という目標を掲げているが、それから大阪府域の削減率を設定する際に、府条例による対策済みの割合を30%から差し引くのは難しい。

（白倉委員） 業界団体が自主行動計画の中で掲げている削減目標を基に推計した数字としては、若干低目であるとは思いますが府がとりうる範囲の数値であるのではと思う。

（内山部会長） 製造、ドライクリーニングでは全く削減を見込んでいないのか。

- (事務局) 今後、事業者による管理の徹底で若干の削減は見込めると思うが、現時点でその分は見込んでいない。どの程度削減されるのか引き続き試算の作業を続けていく。
- (内山部会長) 大阪府は先行して 15%削減してきたという実績に対する根拠は何かないか。国は 30%削減目標を掲げているが大阪府は 15%にした裏づけが示されれば良い。業界団体の自主的取組みでも、大阪府の事業者は目標設定は低くて良いのか。
- (臼倉委員) 経済産業省で地域毎に目標値を設定する動きはあるが、自主的取組みの目標値はあくまで全国一律である。
- (事務局) P R T R 法で把握している V O C 物質の排出量を他府県と比較して、これまでの削減効果を検討する方法が考えられる。
- (内山部会長) 全体の P R T R 法対象物質の排出量は 5 位だが、V O C ではもう少し下位であるなど、他府県と比較して V O C 対策が進んでいることの裏づけがあればよい。
- (事務局) そのようなデータの収集、作成の作業を進めていく。
- (事務局) 今回のパブコメにこの数値を示すわけではないが、ラフな試算として理解していただきたい。
- (内山部会長) 排出量の目標設定については今後検討を進めていくということだが、記録保存の具体的な項目についてはどうか。
- (事務局) 基本的な項目は案のとおりにしたいが、トータルの処理が適正に行われていることを把握できるよう、必要な事項を記載し充実させるようにしたい。
- (内山部会長) 中小の事業者の負担にならない範囲で、記録項目の精査を進めていただきたい。

(3) その他

パブリックコメント等の進め方について

- (内山部会長) 今後の作業は、パブリックコメントの実施と部会報告案の作成になるが、進め方について事務局の考えはどうか。
- (事務局) パブリックコメントについては、本日の審議を反映した内容の部会報告案や概要版について、部会長と調整しながら資料を作成した後、各委員の了承を得て実施したい。
- (内山部会長) エチレンオキシドについてのパブリックコメントはどうか。
- (事務局) 今回は規制物質に組み入れることをパブリックコメントにかけ、規制内容は引き続き検討を進め、部会で審議頂いた後に別途パブリックコメントを実施したい。
- (内山部会長) 11月の審議会以降にずれこむのか。
- (事務局) 今後の進め方については、スムーズに進むような方法をとりたいと考えている。
- (内山部会長) 事務局説明のように進めたいがどうか。 各委員了承

次回の日程について

次回の日程は、パブリックコメント資料案の確認と併せて調整をすることとなった。

3 閉会